

様式2 整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>整備方針1 市民や観光客へのサービスを改善し、便利で満足できる中心市街地をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明石駅から至近の場所である、明石駅前南地区市街地再開発事業の中で、行政サービス機能などの都市福利機能を用意し、市民や観光客などが駅などを利用した際に、便利に駅周辺が使える環境を整える。 ・これまで、日常的に明石駅等を利用しながら、まちを素通りしていた人達に、中心市街地の便利さや快適さを実感し、満足してもらい、日々自然に立ち寄る中心市街地づくりを目指す。 	<p>地方都市リノベーション推進施設:教育文化施設(図書館) 高次都市施設(地方都市リノベーション事業):地域交流センター、子育て世代活動支援センター</p>
<p>整備方針2 回遊環境を整え、地域資源を活かした快適で楽しい中心市街地をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅至近を起点に、バリアを感じることなく、中心市街地内全体へ気軽に快適に回遊しやすい環境づくりを行いながら、現在ある地域資源の有効活用を図り、中心市街地全体への人の流れ、回遊性を強化し、賑わい拡大を図る。 ・中心市街地全体の魅力に惹かれる人々を増やすことで、市民や観光客などが何度訪れても楽しい中心市街地内を創出する。 	<p>高質空間形成施設(地方都市リノベーション事業):緑化施設等 地域生活基盤施設(地方都市リノベーション事業):人工地盤等</p>
<p>事業実施における特記事項</p>	
<p>○明石市中心市街地活性化基本計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅客船利用者の減少や大型店舗の撤退による、来街者数の減少や商業販売額の減少という課題をうけ、商業関係者や地域住民、福祉関係者、公共交通機関、行政等の多様な主体が一体となって具体的な事業を推進するため、平成20年9月26日に「明石市中心市街地活性化協議会」が設立され、長期的な視野で経済活動の向上や都市機能の充実等を図るためのハード・ソフト両面の活性化施策について議論してきた。 ・その中で、主にソフト施策となる商業関連事業については、自ら行う活性化施策を集中的に議論するため、地元商店街を中心とする「商業活性化分科会」を設立し、議論を重ねている状況である。 ・ハード整備については、地元や公共交通機関、行政などによる「都市基盤整備分科会」を設立し、道路、交通、港の今後の進むべき方向性、あり方について議論を行い、とりまとめた。 ・協議会や分科会での議論をもとに、市では今後5年間で言う活性化事業をとりまとめ、「明石市中心市街地活性化基本計画」を策定し、H22年11月には国から認定をうけ、集中的に様々な支援をうけることにより活性化を促進させることとしている。 <p>○明石駅前南地区市街地再開発事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明石駅前南地区においては、平成17年8月の大型小売店舗の撤退により、大型空き店舗の存在が商業の活性化を阻害し、中心市街地の賑わい低下の一因となっている。 ・そこで、大型空き店舗を含めた地区内の非耐震化建物の共同化による再整備を検討するため、地区内の権利者が中心となり、平成21年12月に「明石駅前南地区市街地再開発準備組合」が設立された。 ・準備組合での検討により、既存商業施設に加え、行政サービスなどの公共公益施設と、土地の高度利用による高層住宅を中心とした再開発計画を行っている。 ・また、再開発にあわせて、隣接する駅前広場の再整備も行い、歩行者にやさしい交通結節点づくりを行うこととしている。 ・平成22年度には都市計画決定を、平成24年度には再開発組合の設立を行い、中心市街地活性化計画の核事業として推進していくこととしている。 	